

平成28年度 第25回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年3月30日(木) 午後3時から3時55分

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 三王寺由道 | 次長兼任用課長 | 今岡誠一 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 古川真史 | |
| | 係長 | 牧田茂人 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係等)
- 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(育児休業及び勤務時間関係)
- 報告第1号 事業場調査の結果について
- 報告第2号 職員からの苦情相談について(事案番号29年-2号)
- 報告第3号 職員からの苦情相談について(事案番号29年-3号)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号、第2号及び報告第1号は公開、報告第2号及び第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号及び第2号

人事委員会規則等の一部改正(組織改正関係等)及び人事委員会規則等の一部改正(育児休業及び勤務時間関係)について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

○議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係等)

以下のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

- ① 給料表の適用範囲に関する規則
- ② 職員の職務の級の分類に関する規則
- ③ 管理職手当に関する規則
- ④ 管理職員等の範囲を定める規則
- ⑤ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

(2) 定め

管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

2 概要

(1) 平成 29 年度組織改正関係

① 給料表の適用範囲に関する規則

組織又は職の新設等に伴い、教育職給料表（１）、教育職給料表（２）、医療職給料表（１）及び医療職給料表（３）を適用する職員の範囲を定める規定を一部改正する。

- 教育職給料表（１）、教育職給料表（２）
 - ・教育人材開発課の新設に伴う所要の改正
 - ・教育人材開発課の教育人材開発主査等の追加
 - ・小中学校課の社会教育主査の追加
 - ・いじめ・不登校総合対策センターの次長の追加
- 医療職給料表（１）
 - ・福祉保健部の理事監の追加
- 医療職給料表（３）
 - ・鳥取養護学校の看護師長の削除

② 職員の職務の級の分類に関する規則

職の新設等に伴い、職務の級の分類を定める級別職務分類表（行政職給料表、教育職給料表（１）、教育職給料表（２）、医療職給料表（３））を一部改正する。

○ 行政職給料表級別職務分類表

<知事部局>

・本庁

中部地震復興本部事務局の局長（９級、８級）の追加、本庁共通の中部地震復興本部事務局長の削除、福祉保健部福祉保健課の課長（７級）を福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課の課長（７級）に変更

・地方機関

中部総合事務所及び西部総合事務所の地域振興局の総務室長（６級）の追加、生活環境部衛生環境研究所の課長（４級、５級）の削除

<教育委員会>

・教育委員会事務局 本庁

小中学校課、高等学校課及び特別支援教育課の課長（７級）の削除、教育人材開発課の課長（７級）の追加

・教育機関 博物館

室長（６級）の追加

○ 教育職給料表（１）、（２）級別職務分類表

<教育委員会>

・教育委員会事務局

教育人材開発主査（３級）、次長（３級、特２級）の追加

○ 医療職給料表（１）級別職務分類表

<知事部局>

・本庁

福祉保健部の理事監（４級）の追加

○ 医療職給料表（３）級別職務分類表

<教育委員会>

・鳥取養護学校 学校看護師長（５級）の削除

③ 管理職手当に関する規則

組織又は職の新設等に伴い、管理職手当の支給区分を定める規則別表第１に規定する職、及び管理職手当月額を定める規則別表第２に規定する区分（種別）を一部改正する。

規則別表第１

<知事部局>

- ・中部地震復興本部事務局の局長の追加（1種、2種）
- ・中部地震復興本部事務局長の削除（1種）
- ・中部総合事務所及び西部総合事務所の総務室長の追加（3種）
- ・総合事務所基盤整備室の室長及び西部総合事務所農林局大山・弓浜農業用水対策室の室長の削除（3種）

<教育委員会>

- ・教育人材開発主査の追加（6種）
- ・鳥取養護学校の看護師長の削除（5種）

規則別表第2

- ・備考1（特定職）に博物館の室長を追加、中部地震復興本部事務局長及び特別支援学校の学校看護師長を削除

④ 管理職員等の範囲を定める規則

組織又は職の新設等に伴い、管理職員の範囲を定める当該規則別表に規定する職員を一部改正する。

<知事部局>

- ・中部地震復興本部事務局長の削除
- ・農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場の課長補佐（庶務担当）の追加

<教育委員会>

- ・教育人材開発課の新設に伴う所要の改正
- ・教育人材開発主査、博物館の室長の追加
- ・鳥取養護学校の学校看護師長の削除

⑤ 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について

管理職手当に係る区分が1種のものとして人事委員会が承認したものに、本庁部長相当職に任用されている中部地震復興本部事務局の局長を追加。

(2) 公平委員会受託事務関係

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則関係町村等の職の設置等に伴い、管理職員等の範囲を定める当該規則別表を一部改正する。

○ 琴浦町

- ・保育園の参事並びに認定こども園の園長及び参事の追加

○ 南部町

- ・町長部局の企画監の追加

○ 鳥取県町村職員退職手当組合

- ・鳥取県町村総合事務組合へ名称変更

○ 鳥取県町村消防災害補償組合

- ・解散に伴う削除

○ 日野病院組合

- ・在宅介護支援事業所の看護師長の追加

3 施行（適用）日

平成29年4月1日

○議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（育児休業及び勤務時間関係）

以下のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する規則等の名称

- (1) 規則
 - ① 職員の育児休業等に関する規則
 - ② 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - ③ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (2) 定め
 - ① 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
 - ② 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
 - ③ 介護休暇の取扱いについて（職員分、県費負担教職員分）

2 概要

(1) 育児部分休業の承認関係

<規則>

- 職員の育児休業等に関する規則
 - 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- 育児部分休業と介護時間、育児時間を同時に取得する場合の育児部分休業の承認に係る調整規定の整備（国準拠）

(2) フレックスタイム制の運用関係

<定め>

- 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
 - 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- 任期の末日や定年退職日までの期間が4週間未満である職員がフレックスタイム制を利用する場合は、原則4週間とされている単位期間を1週間、2週間、3週間のうち設定可能な最も長い期間とする（国準拠）ほか所要の改正。

(3) 介護休暇の運用関係（職員分、県費負担教職員分）

<定め>

- 介護休暇の取扱いについて
- 介護休暇にかかる指定期間を任期の末日までとされている任期付職員等が、任期の更新や再度の採用の後、引き続き任期の初日から改めて指定期間の指定を受けようとする場合については、既に指定を受けている指定期間の延長（※）ではなく、既に指定を受けている指定期間の末日を再指定することとする。（国準拠） ※ 指定期間の延長は1回のみ認められる。

3 施行日

公布日

【質 疑】

委 員

介護休暇についての定めの内容は、実質的には延長ということか。

事務局

そのとおり。

委 員

福祉保健部の理事監は医師になるのか。

事務局

そのとおり。

事務局

現在は、福祉保健部健康医療局長である医師が中心にされていた業務であるが、4月1日付人事異動でその局長が福祉保健部長になるため、別の医師を理事監にあて、その業務を行うようである。

◇報告第1号

事業場調査の結果について、事務局が説明した。

【説明】

1 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法遵守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する115事業場（12号事業場（教育・研究・調査）及び官公署）に対して実施した。調査内容は次のとおり。

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係
- (2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係

2 調査結果、対応等

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係

ア 安全衛生管理体制（クレーン取扱体制、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の選任状況並びに衛生委員会の開催）

【調査結果】

・衛生管理者の報告漏れが1件あった。（既に報告、口頭指導済み）

イ 事故発生回数・死傷病者数

【調査結果】

・労働者死傷病報告の報告漏れが2件あった。（既に報告、口頭指導済み）

ウ 危険又は有害な業務の有無・取扱状況

【調査結果】

<台帳調査>

・特段の指導事項なし。

<実地調査>※本年度より実施（来年度以降10事業場/年のペースで実施予定）

4事業場

（法令に定める特定化学物質等及びボイラー等の機械を取り扱う所属39事業場のうち、4事業場を選定）

・重大な瑕疵は見受けられず各事業場とも概ね適正な安全措置を講じているものと確認した。なお、1事業場でクレーンの点検漏れがあった。（月毎の定期自主検査の未実施。）

（既に口頭指導済み、文書により注意喚起済み）

- (2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係（勤務時間割振、週休日、時間外勤務及び休日勤務に関する協定（以下、「36協定」））

【調査結果及び対応等】

- ・36協定に定める月間限度時間の超過が3件（3事業場）あった。
- ・いずれも職員の休職や、事務量が急増した等の事情があるものの、限度時間等協定内容の認識不足が主な原因である。
- ・36協定違反があった所属に対しては、「協定違反は努力目標ではなく使用者に刑事罰が科される可能性もあること」、「協定遵守が不可能となった時点で直ちに変更届を提出すること」、等の注意事項と併せて、文書により是正指導を行った。

3 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

労働基準法や労働安全衛生法に係る規定の遵守状況については、近年、大きな変化は見られない（36協定違反：一昨年度3所属→昨年度1所属→本年度3所属、衛生管理者選任報告漏れ：一昨年度1所属→昨年度4所属→本年度1所属）。しかし、いずれの違反事例も法令等の内容についての理解が不十分なことに起因するものであることから、引き続き、事業場調査等を通じて各所属に対し継続し

て指導助言していくとともに、年度当初にすべての対象事業場に対し、違反事例を示した注意喚起文書を送付する等の方法により、違反の未然防止を図ることとしたい。

また、クレーンの点検漏れがあった事業場については、来年度の調査において改めて実施状況を確認する。

【質 疑】

委 員

36協定違反は、おそらく手続的なものが原因では。

事務局

1事業場は月上限を30時間、残りの2事業場は月上限を45時間としているところ、60時間～70時間行っていた月があった。

36協定には特例条項を設けることができ、労使で話をして定めることができるが、そういったものがなかった。

他の事業場では特例を設けているが、そういった認識がなかったというのものもある。

委 員

手続的なものだな。

事務局

休職等で人が足りなくなったところに出てきたもの。

委 員

引継がうまくいってないというのものもあるのだな。

事務局

引継をきちんとしているところは問題がない。

委 員

意識せずに特例条項を皆設けずについて、たまたまこの3つの事業場だけ、忙しかったので超えてしまったという方が強いのかも。

それとも本庁であれば設けているので、こんなことはないのか。

事務局

本庁のような号別区分の「官公署」にあたる部署は36協定の締結義務がない。

ただし、「働き方改革」で検討されている上限100時間が「官公署」の職員にも今後適用されるかどうかは、法案が今秋に提出される予定であるが、はっきりしていない。

◇報告第2号及び第3号

職員からの苦情相談（事案番号29年－2号）及び職員からの苦情相談（事案番号29年－3号）について、事務局が一括して説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成29年4月17日（月）午前9時40分から開催することとした。